委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

□ 中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	北海道	
3. 市区町村名	安平町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	37-1-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.abira.lg.jp/kurashi/kurashi-guide	

執行機関名 安平町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため 必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務で あって規則で定めるもの(特別支援学級の児童生徒の保護者)
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		安平町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第8の項就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
	特別支援学校への就学奨励に関する法律(平成二十九年法律第百四十四号) 第一条	安平町特別支援教育就学奨励費事務処理運用基準 1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への 就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する 児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における 教育の普及奨励を図ることを目的とする。	1 趣旨 この運用基準は、 <u>特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、児童及び生徒の</u> 保護者等の経済的負担を軽減するための就学奨励費支給の事務処理について、 必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		安平町特別支援教育就学奨励費事務処理運用基準